

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6 月 10日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330010

研究課題名（和文）21世紀の多極化・多文明世界における国際法秩序へのアジアの貢献

研究課題名（英文）

Asia's Contribution to the Emerging Multi-polar and Multi-civilizational World of the Twenty-first Century

研究代表者

大沼 保昭（ONUMA YASUAKI）

明治大学・法学部・教授

研究者番号：50009825

研究成果の概要（和文）：

本共同研究は、多極化・多文明化へと向かう今日の国際社会の現実が、欧米中心の現行国際法秩序の再考を迫っているという問題意識の下、21世紀の国際社会の現実に即した国際法秩序のあり方を模索し、研究の公刊を通じてその理解を広めることを目指すものであった。その際特に、世界人口の過半数を占め、歴史的に豊かな文明を生み出しながらも、国際法秩序の形成にその地位に見合った役割を果たすことなく、欧米中心の国際法秩序の消極的受容者と見なされてきたアジアの存在に着目し、21世紀の国際法秩序におけるアジアの位置、その貢献可能性を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

It is widely believed that the world in the 21st century will become multi-polar and multi-civilizational. Based on this understanding, our project team critically analyzed the historical processes through which the existing Westcentric international legal order has been managed, and explored the possible alternative forms of international legal order that may appear in the present century. In this project, we paid special attention on the passivity of Asian nations in the modern history of international law and how that attitude may be changed in the 21st century.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
2010年度	2,700,000	810,000	3,510,000
2011年度	3,100,000	930,000	4,030,000
年度			
年度			
総計	9,300,000	2,790,000	12,090,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：国際法学

キーワード：アジア 国際法 文明 多極化 国際関係論 欧米中心主義 文際

1. 研究開始当初の背景

本研究は、主にアジアの国際法学者・実務家（少数の欧米の学者を含む）間の緊密な連携を通して、多極・多文明化するであろう21世紀の国際社会について現実適合的かつ規範的意味を含む視座と知見を検討し、研究の公刊を通じて望ましい21世紀国際法秩序のあり方の理解を広めるといふ、能動的（pro-active）で建設的な（constructive）研究を行うことを目的として立ち上げられた。

現行国際法は、17世紀に欧州に成立した主権国家体制を基盤とする欧州国際法が世界化したものといえる。この間、国際法の最大の関心事である武力の規制の面では、国際法揺籃期の正戦論から19世紀の無差別戦争観を経て、20世紀には戦争違法観が定着するという進展がみられた。植民地主義を正当化していた国際法理論も、第二次大戦後の民族自決権の承認によって抜本的な変更を受けた。このように、国際法の諸規範には大きな変化があったが、にもかかわらず、現在の国際法が欧米起源の法体系として欧米中心主義的な色彩を帯びていることは否定できない。

20世紀を通じて欧米が主導してきた資本主義、民主主義、人権を中核とする観念と制度は、今後も地球的規模で浸透してゆくだろう。他方、21世紀の国際社会は20世紀より多極的で多文明的になると考えられる。中国やインドは、短期的には揺り戻しがあるものの、長期的には米国と並ぶ超大国となると予想される。こうした力の多極化は、文化や宗教など文明の総体における多様化をもたらす。人権と宗教の関係等の問題をめぐって欧米中心の思考を相対化するアジアやイスラム世界の声は今後も高まって行くだろう。また、地球の自然環境の劣化は深刻であり、20世紀に米国が主導した大量生産・大量消費・大量廃棄型の文明は根本的な変換を迫ら

れている。

既に国民形成の時期を経て「国家の時代」を卒業したかに見える欧米先進国と異なり、多くの発展途上国は未だ国民国家形成の途上にある。先進国における「脱国家化」と途上国における国家の確立（と分裂）の両面を抱えた今後の国際法秩序は、どのようになって行くのだろうか。またどのようになるべきなのだろうか。これは、21世紀の人類が直面する重要な課題であり、特に力と価値の多様化の中心的な担い手となるアジアの人々にとって喫緊の課題である。

本研究は、従来欧米が主導し、アジアの人々はそれを受け入れ、利用するにとどまっていた国際法秩序について、21世紀の人類共通の福利を実現するアジアのあり方を探究すべく、思想と制度の両面において研究を行い、アジアから世界に向けてその成果を発信することを目指すものである。

2. 研究の目的

国際法学において欧米中心の人権観にアジア的価値を対置する議論や欧米中心の国際投資体制を批判する議論などは、これまでも存在した。しかし、それらの議論は単なる欧米批判、あるいはアジア諸国の権威主義的体制の正当化に傾きがちだった。この限界を克服するために、本研究は、21世紀の多極化・多文明世界における国際法秩序の形成にアジアの「知の力」がどのような貢献をしようかを解明しようとしてきた。

本共同研究が開始されたのは、アジア国際法学会（Asian Society of International Law）設立によって地域の研究者・実務家の連携関係が確立し、研究協力の機運が高まっている時期であった。同学会は、アメリカ国際法学会、欧州国際法学会に並ぶアジアの国際法学会であり、日本のほか、中国、韓国、インド、シンガポール、オーストラリアなど

から多くの国際法学者と実務家が参加している。研究代表者の大沼はこの学会において、副会長、研究計画委員会委員長、日本協会理事長を務めている。本研究は、新しく生まれ、強化されつつあるアジア間の人的ネットワークを駆使し、これまでバラバラに行われてきた諸研究—国際法における第3世界からのアプローチ、人権の普遍性対相対性論議、国際法秩序における米国の指導力の意義と問題性などを統合することを目指してきた。

3. 研究の方法

(1) 研究方法

本研究は、その成果を国際的に広く発信するために、優れて国際的な研究体制を立ち上げた。M・リースマン教授（イエール大）、B・チムニー教授（ジャワハルルネルー大）、朴培根教授（釜山大）、李根寛教授（ソウル国立大学）、易平講師（北京大学）、M. ツアハマーン講師（エジンバラ大学）ら、卓越した海外の研究者が海外共同研究者として参加した。これに加え、現実的・実践的関心も本研究の重要な特徴であり、牧山嘉道（TMI 総合法律事務所弁護士）、佐藤修二（西村あさひ法律事務所弁護士）ら実務家も参加した。

なお、本研究は、B.チムニーら「理想主義的」国際法学者だけでなく、M.リースマンのように国際法秩序形成と運営における米国の指導力を重視する研究者も含んでいる。研究代表者の大沼も、『国際社会における法と力』（日本評論社、2008）などにおいて、厳しい現実認識を踏まえた上で国際法の観念と制度が持つ力を「知の力」という観点から捉える研究の重要性を強調してきた。本研究が実務家を含んでいるのも、そうした問題意識によるものであった。

また、今後のあるべき国際法を展望するには、多極化・多文明化しつつある国際社会の

現状についての理解を深めねばならない。そうした問題関心から、国際関係論、外交史、地域研究の若手研究者もメンバーに加えた。

(2) 成果公表の方法

年1回、海外共同研究者を交えた国際シンポジウムを開催し、年1～2回のペースで国内研究分担者と連携研究者の研究会を行った。研究会における報告発表、参加者全体での討論・検討という過程を経て、研究会の成果は書籍、冊子の発行、学術誌、総合誌、新聞等への掲載などの形で順次公表してきた。

また、アジア国際法学会を通して確立された国際法研究者、実務家の人的ネットワークを利用して、アカデミアを超えた広範な人々に対し、研究成果を還元してきた。

4. 研究成果

(1) 21年度は欧米国際法史におけるアジア不在という問題を考えるために、共通文献としてカール・シュミット『大地のノモス』を取り上げ、8月に朴培根氏（釜山大）を招聘した研究合宿を開催、11月にM・リースマン氏（イエール大）、古賀敬太氏（大阪国際大学）、大竹弘二氏（南山大学）を招聘した共同研究会を開催した。

2月に開催した研究会では、来年度以降、現行国際法秩序におけるアジア不在の問題を乗り越え、新たな国際法秩序を具体的に考えていくためのステップとして、酒井哲哉氏（東京大学）を招聘し、近代日本の国際秩序論において国際法がどのような位置づけを与えられてきたのか、近代日本の国際秩序論の形成に国際法学者はどのような貢献をしてきたのかを検討した。

(2) 22年度は、昨年度に行った基礎文献講読の成果を踏まえ、現行国際法の理論・制度が文際的に見ていかなる問題点を含むかを多様な見地から総合的に研究した。7月に、

V・シュタンツェル氏（駐日ドイツ大使）、賈兵兵氏（清華大学教授）、B・ラジャゴパル氏（MIT 准教授）を招聘したシンポジウム「グローバルバリエーションの中の国際法とアジアの役割」を開催した。次いで8月に、浅野豊美氏（中京大学教授）を招いた研究合宿を行い、共同研究メンバーが各自の専門分野に即して、アジアと国際法の関わりを歴史的・理論的に分析した報告を行った。さらに2月の研究合宿では、研究代表者が近時出版したハーグ国際法アカデミー講義録をメンバーで批判的に分析し、著者が提示する文際的視点の有用性と限界についてメンバー間で共通の理解を深めた。

（3）23年度は、21世紀の国際法におけるアジアの意義と役割についての体系的な知的基盤の構築に努めた。年末には、アジアの法史的伝統や国際法受容史をテーマとして、李根寛（ソウル国立大学）、朴培根（釜山大学）、季衛東（上海交通大学）、辛崇陽（中国政法大学）を招聘した研究会を開催した。同日程で国内メンバーによる集中的な研究会も行い、研究成果の最終的なとりまとめを行った。

（4）24年度、研究代表者は、米ジョージタウン大学に客員教授として4ヶ月滞在し、本共同研究の1つの集大成でもある英文国際法教科書（Cambridge University Press から刊行予定）の執筆を進めるとともに、米国国際法学者との研究交流に努めた。また、これまで研究代表者がその運営に深く携わってきたアジア国際法学会についても、シドニーで豪州・NZ国際法学会と共催で研究大会を開催し、また同日本協会も6月に研究大会、11月に秋季研究会を開催するなど順調に発展させていくことができた。さらに、科研終了後も本共同研究を継続・発展させていくための基盤として、比較地域体系研究会（代表者

大沼保昭）を立ち上げた。同研究会は2013年6月までに計4回研究会を行っており、メンバーも確定し、研究の基盤はできあがりつつある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計14件）

- ① 大沼保昭、「保護する責任」と「保護される権利」：法主体論から国際法体系のあり方を考える」、世界法年報、査読無、30巻、2012、7-41.
- ② ONUMA Yasuaki, The Asian Society of International Law: Its Birth and Significance, *Asian Journal of International Law*, 査読有, vol. 1, no. 1, 2011, pp. 72-81.
- ③ ONUMA Yasuaki, Takano Yuichi: Personification of Liberal Mind and Solid Scholarship, *Japanese Yearbook of International Law*, 査読有, vol. 53, 2011, pp. 389-409.
- ④ 豊田哲也、新旧グローバル化と国際法のパラダイム転換、日本国際経済法学会年報、査読無、20巻、2011、154-167
- ⑤ 伊藤一頼、国際投資保護メカニズムをめぐる現状と課題—ルール形成における私人と国家の関与の構造、組織科学、査読無、45巻2号、2011、pp. 4-15
- ⑥ 伊藤一頼、国際経済法における規範構造の特質とその動態—立憲化概念による把握の試み—、国際法外交雑誌、査読有、111巻1号、2012、47-73
- ⑦ ONUMA Yasuaki, A Transcivilizational Perspective on International Law, *Recueil des cours*, 査読有 vol. 342, 2011, pp. 77-418.

- ⑧ 伊藤一頼、相互主義の時代—その国際法上の意義と日本のEPA政策、ジュリスト、査読無、1418号、2011、8-14
- ⑨ 斎藤民徒、国際人権をめぐる法と文化、国際人権、査読無、21巻、2010、44-49
- ⑩ TOYODA Tetsuya, Contribution of the Neo-Confucianism to the Modern International Law: for its Conception in Europe and for its Acceptance in Japan, 武大国際法評論 (*Wuhan University International Law Review*), 査読無, 2010(2), 2010, pp.96-112.
- ⑪ 伊藤一頼、WTOにおける紛争処理の意義と限界—司法化の進展と政治的解決の位相、国際問題、査読無、597号、2010、34-43
- ⑫ 伊藤一頼、米国およびNAFTAにおけるWTO法の間接適用可能性—通商救済案件の分析を中心に、(独)経済産業研究所ディスカッションペーパー、査読無、10-J-019、2010、1-44
- ⑬ 伊藤一頼、貿易措置による人権の保護促進の可能性、法律時報、査読無、82巻3号、2010、20-25.
- ⑭ 大沼保昭、社会における法の意義と害悪、法律時報、査読無、81巻4号、2009、72-79

[学会発表] (計9件)

- ① 豊田哲也, Deconstructing Eurocentrism in Anti-Eurocentrism, ANZIL-Asian Society of International Law Joint Conference, 2012年10月25日, University of New South Wales (Sydney, Australia)
- ② 斎藤民徒、国際法における authority の諸相—構成と流通、受容と創造、国際法学会 2012年度春季研究大会、2012年5月12日、龍谷大学
- ③ 豊田哲也、17-18世紀の国際法言説の現

实的文脈と国家中心主義、世界法学会 2012年5月13日、龍谷大学深草学舎

- ④ 伊藤一頼、国際経済法における権限配分の特質とその動態—立憲化概念による把握の試み、国際法学会 2011年度春季研究大会、2011年5月14日、明治大学
- ⑤ 川副令、東アジア共同体論とその阻害要因、ワンアジア財団嘱託講義、2010年12月8日、日本大学国際関係学部
- ⑥ 大沼保昭、ウェストファリア体制という神話、日本国際政治学会 2009年度研究大会、2009年11月8日、神戸国際会議場
- ⑦ 大沼保昭、国際政治における国際法の力と機能、日本国際政治学会関西例会 2009年度秋期研究会、2009年11月27日、龍谷大学
- ⑧ SHIN Hae Bong, Keynote Speech for the Session, International Human Rights and Humanitarian Law in National Courts, アジア国際法学会東京大会、2009年8月2日、東京大学本郷キャンパス
- ⑨ 斎藤民徒、国際人権をめぐる法と文化、国際人権法学会第21回研究大会、2009年11月4日、甲南大学

[図書] (計10件)

- ① ONUMA Yasuaki (分担執筆), Oxford University Press, Richard Falk et al, eds., *Legality and Legitimacy in Global Affairs*, 2012, pp.149-197.
- ② 伊藤一頼 (分担執筆)、法律文化社、日本国際経済法学会編『国際経済法講座 第1巻—通商・投資・競争—』、2012、122-141.
- ③ 大沼保昭編著、日本評論社、21世紀の国際法—多極化する世界の法と力、2011、356

- ④ 大沼保昭 (分担執筆)、国際書院、秋月弘子他編『人類の道しるべとしての国際法』、2011、121-154.
- ⑤ 斎藤民徒 (分担執筆)、有斐閣、小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選 (第2版)』、2011、14-15.
- ⑥ 川副令 (分担執筆)、芦書房、佐藤洋治・鄭俊坤編『アジア共同体の創成に向かって』、2011、185-219
- ⑦ TOYODA Tetsuya, Martinus Nijhoff, *Theory and Politics of the Law of Nations: Political Bias in International Law Discourse of Seven German Court Councilors in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, 2011,
- ⑧ ONUMA Yasuaki, Martinus Nijhoff Publishers, *A Transcivilizational Perspective on International Law*, 2010, 480.
- ⑨ 大沼保昭、社会科学文献出版社、東京審判・戦争責任・戦后責任 (東京裁判、戦争責任、戦後責任 中国語版)、2009年、225
- ⑩ 大沼保昭 (分担執筆)、日本経済新聞社、日中経済教室セレクション、2010、369-373.

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：
 番号：
 出願年月日：
 国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：

番号：
 取得年月日：
 国内外の別：

[その他]
 ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大沼 保昭 (Onuma Yasuaki)
 明治大学・法学部・教授
 研究者番号：50009825

(2) 研究分担者

斎藤 民徒 (Saito Tamitomo)
 金城学院大学・現代文化学部・准教授
 研究者番号：10401019

川副 令 (Kawazoe Rei)
 日本大学・国際関係学部・助教

研究者番号：40432809

豊田 哲也 (Toyoda Tetsuya)
 国際教養大学・国際教養学部・助教
 研究者番号：40436506

伊藤 一頼 (Ito Kazuyori)
 静岡県立大学・国際関係学部・講師
 研究者番号：00405143

申 惠丰 (Shin Hae Bong)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：32601306

(H22~ 連携研究者へ変更)

(3) 連携研究者

王志安 (OU Shian)
 駒澤大学・法学部・教授
 研究者番号：40255641

伊藤剛 (Ito Tsuyoshi)
 明治大学・政治経済学部・教授
 研究者番号：10308059

(4) 研究協力者

佐藤哲夫 (一橋大学・法学研究科・教授)
 吉田脩 (筑波大学 人文社会科学研究科・教授)

福永有夏 (早稲田大学・社会科学総合学院・教授)

高村ゆかり (名古屋大学大学院・環境学研究科 教授)

浅田正彦 (京都大学大学院・法学研究科・教授)

吾郷 眞一 (九州大学・法学研究院・教授)

岩澤雄司 (東京大学大学院・法学政治学研究科・教授)

寺谷広司 (東京大学大学院・法学政治学研究科・教授)

中村耕一郎（外務省）
牧山嘉道（TMI 総合法律事務所弁護士）
佐藤修二（西村あさひ法律事務所弁護士）
前田幸男（大阪経済法科大学・法学部・准教授）
五野井郁夫（高千穂大学・経営学部・准教授）
菅原絵美（大阪大学国際公共政策研究科・博士後期課程）
三牧聖子（日本学術振興会特別研究員 P D）